

東京都中央卸売市場における環境対策の概要

生鮮食料品の集荷・分荷

自動車排出ガス対策

- 〔車両登録制度の導入〕
 - ・場内で使用する自動車に登録を義務付け
 - ・小型特殊自動車は電動車、低排出ガス車に限定
- 〔小型特殊自動車の低公害化の促進〕
 - ・クリーンゾーンの設定と巡回指導
- 〔アイドリングストップ対策〕

省エネ・省資源対策

- 〔温室効果ガスの削減〕
 - ・市場別の計画的削減対策の実施
- 〔省エネ対策の推進〕
 - ・小型自動車の電動化
 - ・省エネ型設備の導入
 - ・再生可能エネルギーによる電力の使用

廃棄物対策

- 〔廃棄物の発生抑制〕
 - ・市場と業界との協力による取組
- 〔リサイクル率の向上〕
 - ・木製パレット、食品廃棄物等のリサイクルの促進
- 〔廃棄物処理費用の負担と支援〕
 - ・排出者責任に基づく廃棄物処理に係わる費用負担

安全・衛生対策

- 〔安全・安心対策〕
 - ・安全品質管理者（SQM）の機能の充実
 - ・食品危害対策マニュアルによる対応
 - ・ポジティブリスト制度への対応
- 〔衛生対策〕
 - ・BSE対策
 - ・低（定）温施設の整備・充実

Clean and Eco Market を目指して

中央卸売市場は、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的に設置されています。

しかし、市場では、活発な経済活動に伴い、大気汚染をはじめとした様々な環境問題が発生しています。市場の環境改善のために、東京都中央卸売市場では次のような取組を推進しています。

自動車排出ガス対策

市場内及び市場周辺では、主に夜間から早朝にかけて、多くの大型貨物自動車が荷物の搬入搬出のため激しく往来しており、また、市場内では荷物の仕分けのため多数の小型特殊自動車を使用されています。これらの車からは、有害な排気ガスが大量に排出され、大気汚染の原因となっています。

自動車の排出ガス対策として、貨物自動車については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）」に基づくディーゼル車規制への対応を促すとともに、違反車両に対しては、取締所管局と連携し改善指導を行っています。また、車両の滞留を改善することなどにより、不要なアイドリング防止にも取り組んでいます。

小型特殊自動車については、平成16年10月から、閉鎖的な空間をクリーンゾーンとして指定し、その中では電動車以外の走行を禁止しています。

さらに、各市場の大気環境測定調査結果を踏まえ、平成17年5月からは、東京都中央卸売市場条例及び規則を改正し、市場内で使用される全ての自動車に登録を義務づけ、環境規制対応の実効性を確保することとしました。このうち、小型特殊自動車¹については、新規導入車両の登録要件を、電動車又は低排出ガス車（フォークリフトに限る）に限定する規制措置を導入し、低公害化を推進しています。

省エネ・省資源対策

活発な市場活動により、電力や小型特殊自動車燃料等の資源が大量に消費され、中央卸売市場全体で年間約7万6千トンの温室効果ガスを排出しています。

温室効果ガスの発生は、都市の温暖化とも言われるヒートアイランド現象をもたらします。実際に、東京では、過去100年で、平均2.9の気温上昇を記録しており、地球全体の平均である0.6をはるかに上回るスピードで温暖化が進行しています。

この顕著な気温上昇により、農作物等の生態系等にも悪影響が及ぶことが懸念されています。

平成17年2月に地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「京都議定書」が発効したことを受け、東京都では温室効果ガスの排出削減の取組をより一層強化しています。

¹ 場内で使用される小型特殊自動車は、主にターレット（道路運送車両法施行規則でいうターレット式構内運搬自動車）、歩行型の構内運搬車、フォークリフト等である。

中央卸売市場としても、市場における事業活動において環境配慮に努めるとともに、エネルギー消費を低減するための施設改修等を進めていきます。

廃棄物対策

市場内では、日々の事業活動に伴って大量の廃棄物が排出されています。野菜や魚のくずのほか、搬送用の容器（発泡スチロール製の箱等）やパレット、梱包で使用されたバンドやラップ類などが廃棄物となり、また、輸送中の荷痛み等から、野菜等が廃棄処分される場合もあります。

大量の廃棄物の発生は、資源を浪費させるだけでなく、最終処分場の逼迫に拍車をかけることとなります。とりわけ、その処理費用は、業界や開設者である東京都の大きな負担になっており、廃棄物の絶対量を減少させることが必要です。このため、廃棄物の発生抑制と発生した廃棄物の再生利用を一層推進し、その上でなお発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づいて適正に処理を行うことを基本に、環境への負荷を低減させていく必要があります。

また、食品廃棄物については、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」により、食品の卸売又は小売等を業としている者に、再生利用等が義務づけられ、平成 18 年度までに再生利用等の実施率を 20% に向上することが目標として課せられています。早急な対応がそれぞれの事業者に求められています。

安全・衛生対策

近年、国内外では、腸管出血性大腸菌（O157）による食中毒、牛海綿状脳症（BSE）感染牛の確認、偽装表示等の法令違反等が多発し、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まっています。

食品の安全性の確保は、第一義的には食品事業者の責務ですが、中央卸売市場においても、関連業界との連携の下に、安全・衛生対策を進め、取扱物品の安全・安心を確保することが求められています。

このため、中央卸売市場では、市場内の品質・衛生管理において中心となる「安全・品質管理者（SQM）」の機能の充実を図るとともに、「食品危害対策マニュアル」の策定、残留農薬に係るポジティブリスト制度への対応、BSE 対策の徹底などを進めています。また、市場内の衛生を確保するために低温設備・衛生設備の整備も行っています。